

第 1 条 (総則)

- 本約款は、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)が提供する、インターネット技術を用いた国内・国際電話サービスである「XePhion コール Pro」(以下「本サービス」といいます)に関する提供条件を定めたものです。本サービスは東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」といいます)が提供する IP 通信網サービス(以下「IP 通信網サービス」といいます)と当社が提供するインターネット接続サービスであるマルチメディアネットワークサービス「WAKWAK」(以下「WAKWAK 接続サービス」といいます)および XePhion 網を通じてお客様に提供します。
- 本サービスをご利用になるお客様(以下「契約者」といいます)は、NTT 東西が提供する IP 通信網サービスおよび当社が提供する WAKWAK 接続サービスに加入していただくものとし、また、当社が別途指定するルータ/TA 等(以下「ブロードバンドルータ等」といいます)を契約者の費用負担にてご準備いただくものとします。なお、契約者は、IP 通信網サービスのご利用条件(別冊、NTT 東西)が定める IP 通信網サービスのサービス約款に従うものとし、また、WAKWAK 接続サービスのご利用条件に関しては、当社が別途定める WAKWAK 利用規約に従うものとします。
- 本約款は、当社の都合により予告なく変更することがあります。この場合、当社が提供する本サービスの料金、その他のサービス提供条件は、変更後の約款によります。
- 当社が別途規定する個別規定および当社が御時、契約者に対し通知する追加規定は、本約款の一部を構成するものとし、本約款と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。
- 本サービスの契約者が WAKWAK 接続サービスまたは、NTT 東西の IP 通信網サービスの契約者としての資格を喪失した場合、本約款に基づく本サービス利用契約が解除され、契約者は同時に本約款上の契約者としての地位を喪失します。契約者としての地位を喪失することに関して、契約者または第三者に損害が発生した場合でも当社は何ら責任を負うものではありません。
- 本サービスの契約者が WAKWAK 接続サービスまたは、NTT 東西の IP 通信網サービスの利用を停止された場合、本約款に基づく本サービス利用も同時に停止されるものとします。

第 2 条 (本サービス)

- 本サービスの内容は、当社が別途提示する【別冊】「XePhion コール Pro サービスメニューおよび料金表」に規定されるとおりとします。
- 本サービスを提供するにあたり、本サービス利用に係わるブロードバンドルータ等の設定は当社から提供する情報(以下「工事情報」といいます)に基づき、契約者もしくは当社社員および当社が指定する事業者が実施することとします。契約者が工事情報の内容に相違する設定を行った場合、当社はサービスの提供を保証しません。また、契約者が工事情報の内容と異なる設定(変更)を行う場合は、事前にご当社への設定(変更)内容について確認することとします。
- 契約者は、本サービスに関連して契約者が利用する契約者のビジネスホン・PBX 等の通信機器(以下「自営端末」といいます)を、契約者の責任と費用負担により、本サービスの技術的要件に適合するよう維持していただきます。
- 本サービスを利用して行なわれた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービス等の対象にはなりません。

第 3 条 (提供区域および通話対地)

- 本サービスの提供区域は、NTT 東西が定める IP 通信網サービス約款に規定される IP 通信網サービスの提供区域に準じます。
- 本サービスを通じて契約者が通話できる通話対地は、【別冊】「XePhion コール Pro 国内オプネット通話料金表」および【別冊】「XePhion コール Pro 国際オプネット通話料金表」に示す通りです。
- 前 2 項で定める本サービスの提供区域および通話対地は、NTT 東西および当社の都合により予告なく変更することがあります。本サービスの提供区域または通話対地の変更に伴って契約者が被る不便、不都合、損失・損害等について、当社はいかなる責任も負いません。

第 4 条 (利用申込みおよび契約の発効)

- 本サービスの利用を希望される方(以下「申込者」といいます)は、本約款を承諾のうえ、当社が定める手続きに従って利用申し込みをしていただきます。
- 申込者の利用申し込みを当社が承認した時をもって、本約款に基づく本サービスに関する契約者と当社の利用契約(以下「本サービス利用契約」といいます)が成立、発効するものとします。
- 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は申込者の本サービス利用申し込みを承認しない場合があります。(1)申込者が、当社が提供する本サービスの料金の支払い手段として指定したクレジットカードを発行したクレジット会社が指定のカードを否認した場合(2)本サービス利用の申し込みを承諾することが、技術上または本サービスの運用、保守に支障が生じると当社が判断する場合

- 申込者が、当社が提供する本サービスの料金の支払いを怠ったことがある場合、または怠る恐れあると当社が判断する場合
- 申込者が未成年者で、親権者または、未成年後見人の同意を得ていない場合
- 申込者が被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、それぞれ申込手続きが成年後見人によって行なわれず、または、申込の際に、保佐人、補助人の同意を得ていない場合。
- 仮差押え、差押え、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てを受けている場合
- 手形交換所の取引停止処分を受けている場合
- 公租公課の滞納処分を受けている場合
- 申込者が申込書に虚偽の内容を記述した場合
- その他当社が申込者と契約することを不適当と判断する場合
- 申込者の利用場所在本サービスの提供区域以外である場合
- 申込者が本サービスを提供することが技術的に不可能または困難であると当社が判断した場合
- 本サービス利用契約成立後とはいえども、契約者が前項に定める事項のいずれかに該当することとなった場合、当社は催告することなく、直ちに本サービス利用契約を解除することができるものとします。

第 5 条 (申込書記載事項の変更)

- 本サービス利用契約成立後、契約者の申込書記載事項に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により当社に通知していただきます。
- 申込書記載事項に変更が生じたにも拘わらず、契約者が変更事項の届け出を行わない場合、当社は本サービスの利用を禁止し、または本サービス利用契約を解除する場合があります。

第 6 条 (認証/ IP 電話番号管理)

- 本サービス利用契約成立後の契約者の認証は、本サービス利用契約締結の際に当社が発行する 060 で始まる電話番号 (以下、「IP 電話番号」といいます)および端末 ID、IP アドレス等の当社登録情報との照合により行います。IP 電話番号は、本サービス利用契約成立後、当社が適当と認める方法により契約者に付与いたします。付与後の IP 電話番号の変更は一切行いません。
- 本サービス利用のための IP 電話番号の管理は、契約者の責任で行っていただきます。本サービス利用の際、IP 電話番号が当社登録情報と合致する限りにおいて、当社は IP 電話番号による当社が提供する本サービスの料金の全てを当該契約者に請求できません。契約者は当社が付与する IP 電話番号を第三者へ再使用許諾したり、譲渡することはできません。
- 当社が管理する IP 電話番号以外で、本サービスを利用することはできません。
- 本サービスを利用する際の認証において登録情報と合致しない場合、契約者は本サービスを利用することはできません。

第 7 条 (料金)

- 契約者は、当社が提供する本サービスの料金(以下「本サービス料金」といいます)をお支払いいただくものとします。本サービス料金には、本サービスの利用に関する基本料金(以下「基本料金」といいます)、本サービスの工事に関する工事料金(以下「工事料金」といいます)、本サービスに関する付帯サービス料金(以下「付帯サービス料金」といいます)、本サービスに関するユニバーサルサービス料(以下「ユニバーサルサービス料」といいます)、本サービスを利用しての通話通話料以外での利用一切を含む)に関する利用料金(以下「利用料金」といいます)を含みます。基本料金、工事料金、付帯サービス料金、ユニバーサルサービス料については、当社が別途提示する【別冊】「XePhion コール Pro サービスメニューおよび料金表」に、利用料金については、【別冊】「XePhion コール Pro 国内オプネット通話料金表」、【別冊】「XePhion コール Pro 国際オプネット通話料金表」に定めるとおりです。
- 契約者には、本サービス料金の他、本サービス料金に課される消費税相当額を負担していただきます。
- 本サービスを利用される場合、IP 通信網サービスの月額使用料およびオプネット通話利用時にかかる他の電気通信事業者のサービス利用料金は、本サービス料金および WAKWAK 接続サービスの月額使用料とは別に、契約者が利用された電気通信事業者の請求に従って直接負担していただきます。
- 本サービス料金の請求は当社の定める料金月単位で行うものとします。本サービスの料金月は、原則毎月 25 日から翌月 24 日とします。ただし、当社の業務遂行上やむをえない場合には、当社は、当社の裁量において、料金月の起算日、締切日を変更することができるものとします。
- 本サービスの基本料金は、サービス開始日を含む料金月に関しては無料となります。利用料金は、サービス開始月からお支払いいただきます。
- 本サービス料金は解約月に関して全額請求となります。基本料金、付帯サービス料金、ユニバーサルサービス料の日割れ計算は行いません。本サービスの解約月がサービス開始日を含む料金月の場合には、前項にかかわらず基本料金、付帯サービス料金、ユニバーサルサービス料をお支払いいただきます。
- 本サービス料金は、当社の都合により予告なく変更することがあります。本サービス料金の変更に伴って契約者が被る不便、不都合、損失・損害等について、当社はいかなる責任も負いません。

第 8 条 (本サービス料金の支払い方法)

- 本サービス料金の支払い方法は、クレジットカード・預金口座振替および当社が別途定める方法による支払いとします。本サービス料金の支払がクレジットカードの場合は、当該クレジット会社の規約に定める振替日、預金口座からの振替の場合は、金融機関所定の振替日に引き落とされるものとします。
- 契約者が一度でも本サービス料金の支払いを怠った場合、当社は催告することなく本サービス利用契約を解除することができるものとします。
- 契約者が第 7 条第 1 項に規定する本サービス料金をクレジットカードでお支払いの場合、契約者は、当社が別途当社の指定する代金回収代行業者(以下「回収代行業者」といいます)を通じて本サービス料金を徴収することがあることを予め承認していただきます。
- 契約者は、本サービス料金の支払が別途定める支払期日までに行なわれない場合、支払遅延金額に対して支払期日の翌日から支払日までの前日の日割について、年 14.6%の割合で計算した額を延滞利息として支払うものとします。

第 9 条 (通話品質)

- 本サービスは、音声 IP 通信技術を利用するベストエフォート型のサービスであり、当社は本サービスに関する通話品質または接続に関する保証は一切行いません。
- 契約者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、当社にその旨速やかに連絡することとします。

第 10 条 (保守)

- 前条に定める通話品質に関する連絡を受けた場合、当社は、当社の設備に関する原因の有無について検査を行い、本サービスを提供できない、或いは本サービスの品質に影響を与えている原因を発生した場合に速やかに修繕に努めるものとします。
- 当社または当社以外の電気通信事業者が設置する本サービス関連設備の変更に伴い、契約者の自営端末の改造または変更が必要となった場合、契約者にその改造または変更をお願いすることがあります。当該改造または変更に伴う費用は契約者の負担となります。また、ブロードバンドルータ等の改造または変更が必要になった場合には、その費用は契約者の負担にて、当社が行うものとします。

第 11 条 (責任の制限)

- インターネットおよび通信回線に関する技術水準と当社が提供するネットワーク構成に照らし、現在の一般的技術水準を持って、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて契約者は予め了承するものとします。
- 当社は、第 3 条 3 項、第 14 条、第 15 条および第 17 条に定める場合を除き、自己の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態あることを当社が知った時刻から起算して 72 時間以上その状態が継続したときに限り、契約者に現実生じた通常の直接損害を賠償します。なお、契約者が本条により賠償請求できる期間は当該損害の発生日から 6 ヶ月に限られるものとします。
- 前項の場合における損害賠償の額は、本サービスが全利用できない状態あることを当社が知った時刻から継続した時間について 24 時間毎に算出し(24 時間に満たない時間は切り捨て)その時間に対応する次の料金相当額とします。

(1)基本料金

(2)利用料金オプネット通話料金

- 前項の(1)号の基本料金については、基本料金の 30 分の 1 の額を 24 時間毎に算出した利用できない期間を乗じた額を上限とし、(2)号の利用料金については、本サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前 3 ヶ月における 1 日あたりの平均利用料金とします。ただし、前 3 ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、原則、契約者が本サービスを全く利用できない状態あることを当社が知った日以前において実績が把握できる期間における 1 日あたりの平均利用料金を基準として算出することとします。

第 12 条 (免責事項)

- 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、蓄積、交換、提供される情報・データ等の流出もしくは消失等、または本サービスの利用利用できないことを含む)に関連して発生した契約者または第三者の損失、損害、不便、不都合、影響、結果等について、本約款で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 前項の定めは、当社の故意または重大な過失による場合は適用されないものとします。
- 当社は、本サービスの内容、および契約者が本サービスを通じて得る情報・データ等についてその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行なわないものとします。
- 天災事変、原因不明の障害その他不可抗力により本サービスの提供をできなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
- 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争に関して、一切の責任を負わないものとします。

第13条（禁止事項）

1. 本サービス利用において、契約者が次の行為を行うこと(第三者が同行為を行なうことを許諾する或いは、黙認することを含む、以下本条にて同じ)は禁止されています。
 - (1)他の契約者のIP電話番号、端末ID、IPアドレス等を不正に使用すること
 - (2)他の契約者または第三者に迷惑を与えたり、不利益を与える行為(自動ダイヤリングシステム等を含む)
 - (3)本サービスの提供に支障をきたす行為
 - (4)その他当社が不適当と判断する行為
2. 契約者が、前項に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行った場合、当社は直ちに本サービス利用契約を解除することができるものとします。
3. 契約者が第1項に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行った結果、発生する全ての責任は、契約者に帰属するものとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 契約者が、第1項に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行った結果、本サービスの運用、保守、提供に支障をきたし、当社が何らかの損失、損害(弁護士費用を含む)を蒙った場合、当該損失、損害に関する責任は全て契約者に向っていただきます。

第13条の2（反社会的勢力の排除） 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確認します。

- (1)自らまたは自らの役員(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」といいます)であること
 - (2)自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3)自らの行う事業に關し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4)自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5)本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
2. 契約者及び当社は、相手方が次の各号のーに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
 - (1)第1項に違反したとき
 - (2)自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
 3. 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第14条（サービスの中断）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する事象が生じた場合、予告なく本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1)本サービス関連設備(当社設備であること、当社の提携業者、または当社以外の電気通信事業者の設備であることを問わない)に故障が発生した場合
 - (2)トラブルが異常に継続した場合
 - (3)契約者が本契約に違反する行為を行い、その結果当社の設備、または本サービスの運用または提供に支障をきたした場合、または支障をきたす恐れがあると当社が判断する場合
 - (4)当社、当社の提携業者、または当社以外の電気通信事業者の本サービスに関連する設備、回線等の設置工事、切り替え工事、障害または保守等により、やむを得ず本サービスの提供を一時的に中断せざるを得ない場合
 - (5)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他非常事態により、本サービスの提供が通常どおりでなくなつた場合
 - (6)政府機関の規制、命令によること
 - (7)その他、天災事変、原因不明の障害その他不可抗力により、本サービスの提供が不可能であると当社が判断した場合
 - (8)国際通話(【別冊】「XePhion コール Pro サービスメニューおよび料金表」に定めるオフネット通話の一部)が第三者によって不正に使用されていると判断された場合
2. 本サービスの中断に伴って発生する契約者の不便、不都合、損失、損害については、当社の故意または重大な過失のある場合を除き当社はいかなる責任も負いません。

第15条（サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 当社の都合により本サービスの提供を終了する場合は、終了予定日の 30 日以前に当社のホームページ等により契約者に通知するものとします。
3. 当社の都合による本サービスの終了の場合であっても、本サービス料金の払い戻し或いは日割りはいたしません。
4. 本サービスの終了に伴い発生する契約者または第三者の損失、損害、不便、不都合、影響、結果等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第16条（契約者による利用契約の解約）

1. 契約者が、本サービス利用契約の解約を希望される場合、速やかに当社所定の方法により当社に届け出ていただけます。
2. 前項に定める解約届け受領後、当社は契約者の本サービス利用に係るIP電話番号および端末ID、Pアドレス等の登録を削除します。
3. 前項の削除が完了した時点において、本サービス利用契約は終了するものとします。
4. 本サービスの利用契約が終了した場合も本約款の定めに従って終了時点までに生じる本サービス料金をお支払いいただくものとします。

第17条（契約解除）

1. 当社は、契約者が次に定める事項のいずれか一つに該当する場合、契約者との本サービス利用契約を解除することができるものとします。また、(1)号から(5)号の理由に基づく本サービス利用契約の解除については、本約款第4条第3項の定めのとします。
 - (1)契約者が、本約款第4条第3項の定めいずれかに該当することとなった場合
 - (2)契約者が、本サービス料金、または本サービスに係わる支払債務の全部または一部支払いを一度でも怠つた場合
 - (3)契約者が、本約款第13条に定める「禁止事項」のいずれかに該当した場合
 - (4)契約者が死亡したことを当社が知つた場合
 - (5)契約者と合理的な方法で連絡がとれなくなったとき
 - (6)契約者が、本サービスを不正に利用した場合、または不正に利用しようとした場合
 - (7)契約者がWAKWAK接続サービスまたはNTT東西のIP通信網サービスの契約者としての資格を喪失した場合
 - (8)上記に定めるものの他、契約者が本契約に違反した場合
2. 前項の定めに基づき当社が本サービス利用契約を解除した場合、契約者には本サービス利用契約解除時まで発生した利用料金をはじめ、解除月分の基本料金、付帯サービス料金、ユニバーサルサービス料を含む本サービス利用契約に基づき発生した全ての債務を直ちに当社の請求に従って支払っていただきます。
3. 前項に定めるものの他、契約解除の有無にかかわらず、第1項に定める解除原因に關連して、または契約解除に伴って当社が損害を被つた場合、当社は当該損害を契約者に賠償請求することができるものとします。
4. 本条に定める解約解除に伴い、契約者または第三者に損失、損害、不便、不都合、影響、結果等が発生した場合でも、当社は何ら責任を負うものではありません。

第18条（機密保持）

- 当社は、本サービスを提供するにあたり知り得た契約者の機密情報を第三者に漏洩いたしません。但し、以下の情報を除きます。
- (1)公知の情報
 - (2)既知の情報
 - (3)捜査機関、その他政府関係機関から法律に基づき開示を求められた情報
 - (4)契約者が開示につき事前に合意した情報

第19条（お客様情報の取り扱いについて）

1. 当社は、個人情報保護管理者を置き、責任および権限を明確に定め、適切に取り扱います。
2. 当社は、お客様情報を取り扱うに際し、以下のとおり利用目的を定めます。
 - (1)お客様の本人確認、与信管理、本サービスの提供、本サービス料金の計算および請求、本サービスのカタログ・資料・契約書類等の送付、お客様へのご連絡・ご通知、本サービスの修理・保守、アフターサービス・サポートの提供、その他本サービス約款に基づく契約内容の実施
 - (2)ご相談、ご要望等(故障受付およびお客様情報の開示等のお申出等を含む)への対応、本サービスの品質改良および新サービスの企画・開発
 - (3)本サービスの改善、本サービス以外の当社のサービスまたは新サービス等のご紹介
 - (4)他の事業者の商品・サービスの紹介およびイベント等の実施・ご案内

3. 当社は、本サービス申込書のご提出後、本サービスの範囲内で、追加申込み、変更、解除、解約などにより新たに提供されるお客様情報についても、前項の利用目的の範囲内で利用いたします。
4. 当社は、お客様との本サービス利用契約が解除された後においても、本条に定める利用目的の範囲内でお客様情報を利用することがあります。
5. 当社は、本約款の規定または個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定による場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客様の個人情報第三者に開示または提供することはありません。
6. 当社は、お客様情報に關し、本条第2項および第3項の利用目的の実施に必要な範囲内において、当社の業務委託先に預託する場合があります。この場合、当社は、お客様情報を適切に管理・運営するよう、当該業務委託先と必要な契約を締結した上で実施いたします。
7. お客様が申込書の必須項目の情報を提供しなかつた場合、当社は本サービス利用申し込みを承認しない場合があります。
8. 当社は、お客様本人から個人情報に関する開示請求があつた場合、または開示した個人情報に対する訂正、削除の請求があつた場合は、当該者に関する個人情報を開示、訂正または削除いたします。
9. お客様情報の取り扱い(利用目的の通知および開示・訂正・削除)に関するご質問等については、以下の問合せ窓口までご連絡いただくものとし、当社は当該ご質問等に対し、適切な措置をとるものとします。

XePhion コール Pro カスタマセンタ
平日 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
TEL:0120-895-065
E-Mail:infocalpro@ml.ntt-me.co.jp

当社の個人情報のお取り扱いの詳細および最新の個人情報保護管理者につきまして、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.ntt-me.co.jp/privacy/index.html>

第20条（譲渡および承継）

1. 契約者は、本サービス利用契約および本サービス利用契約に基づきいかなる権利または義務も、当社の文書による事前承諾なく、契約者の親会社、子会社、関連会社を含め、いかなる第三者にも譲渡、承継または再販することはできないものとします。
2. 相続または法人の合併により契約者の地位を承継したものは、速やかに所定の書類を当社に提出するものとします。

第21条（準拠法）

本サービスの利用契約の成立、解釈については、日本国の法令が適用されるものとします。

第22条（管轄裁判所）

本サービス利用契約に関する契約者と当社間の訴訟に關する第一審の合意上の専屬的管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

以上			
2002年1月28日	一部改訂	2017年3月31日	一部改訂
2002年3月15日	一部改訂		
2002年12月2日	一部改訂		
2003年2月17日	一部改訂		
2003年10月22日	一部改訂		
2004年1月25日	一部改訂		
2004年2月10日	一部改訂		
2005年3月30日	一部改訂		
2006年4月8日	一部改訂		
2006年8月3日	一部改訂		
2007年2月1日	一部改訂		
2008年12月10日	一部改訂		
2012年6月1日	一部改訂		
2015年8月10日	一部改訂		
2016年5月25日	一部改訂		
2016年9月15日	一部改訂		